

五、晝食時間三十分ハ引カサルコト
 六、諸勤賞典ハ即時後前通り復活スルコト
 七、天災火災停電等ノ場合ニ何時退場スルトモ賃金ハ一日分支給スルコト

八、新従業員ヲ採用スル場合ハ全従業員ニ相談スルコト
 九、洗面器トシテ各自ニ小バケツ一個ヲ支給スルコト
 一〇、食堂及脱衣場ヲ完備スルコト
 一一、紛争處理期間中ノ雜費及各自ノ日給(平常通り午後七時迄分)ヲ支給スルコト

右件嘆願仕リ候間九月八日午後五時限御回答被下度

昭和十年九月八日 従業員一同

①
②
③

常務
 昭和十年九月二十五日

警視總監 小栗 一 様

内務大臣 後藤 文 夫 殿
 社 長 官 殿

發生 九一解決 九一三
 使用労働者之六〇
 爭議参加者 五八
 関係労働組合 名古屋同業連合会

倉橋製作所第三工場労働争議ニ関スル件 (發生日解決)

10.9.26
173

要旨

八月十五日工場全閉ニ於テ既述如キ作業制限ニ依リテ遂ニ全従業員ハ之ニ及敷同日ニ退業せしめ入り
 今般般化等ノ如キコトヲモテ諸事概同本部ヲ以テ同日十三日退業せしめしめ入り
 八、工場全閉ニ依リテ退業せしめしめ入り
 九、労働争議ニ関スル件
 一〇、労働争議ニ関スル件
 一一、労働争議ニ関スル件
 一二、労働争議ニ関スル件
 一三、労働争議ニ関スル件
 一四、労働争議ニ関スル件
 一五、労働争議ニ関スル件
 一六、労働争議ニ関スル件
 一七、労働争議ニ関スル件
 一八、労働争議ニ関スル件
 一九、労働争議ニ関スル件
 二〇、労働争議ニ関スル件